

第6期

とちぎの農業・農村 男女共同参画ビジョン

～誰もが参画できる希望あふれる
農業・農村の実現を目指して～



令和8(2026)年3月
栃木県農政部

はじめに

栃木県では、農業・農村における男女共同参画を推進するため、平成13(2001)年3月に「とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョン」を策定し、農業者や関係機関・団体の皆様と力を合わせ、目標の実現に向けた継続的な取組を進めてきました。これにより、家族経営協定の締結数や農業委員に占める女性の割合が全国トップレベルになるなど、女性の経営参画や社会参画が大きく進展しました。

しかしながら、固定的な性別による役割分担の意識や性差に関する偏見、いわゆる、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）が依然として存在し、女性の活躍の機会を制限している状況にあります。このため、今後も農業・農村社会における男女共同参画意識の啓発を、切れ目なく進めていくことが必要です。

こうした中、県では、農業振興の基本方針である栃木県農業振興計画「とちぎ農業未来共創プラン」や、男女共同参画推進に向けた「とちぎ男女共同参画プラン〔6期計画〕」を踏まえ、「第6期とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョン」を策定しました。

本ビジョンでは、女性の意識と能力の向上はもとより、男性の意識変革を具体的な行動につなげる取組を推進し、女性農業者の育成・確保をはじめ、男女共同参画による農業経営の発展と女性農業者のさらなる社会参画の促進を目指しています。

県では、本ビジョンをもとに、農業・農村の男女共同参画がさらに前進し、誰もが参画できる希望あふれる農業・農村が実現されるよう、農業者や関係機関・団体の皆様と一体となって各種施策を推進します。関係者の皆様には、それぞれの分野におけるより一層の取組をお願いいたします。

結びに、本ビジョンの策定にあたり貴重な御意見をいただいた検討委員の方々をはじめ、関係者の皆様に心よりお礼申し上げます。

令和8（2026）年3月

目次

はじめに	1	2 基本目標及び推進方策	
		(1)基本目標1	
		活躍する女性農業者の育成・確保	6
		(2)基本目標2	
		男女共同参画による農業経営の質の向上	9
		(3)基本目標3	
		多様な意見が反映される	
		農業・農村社会の実現	12
第1章 ビジョン策定にあたって		付属資料	15
1 策定の趣旨	2		
2 性格と役割	2		
3 推進期間	2		
第2章 ビジョンの基本的な考え方			
1 基本理念	3		
2 とちぎの農業・農村がめざす男女共同参画の姿	3		
第3章 ビジョンの体系及び基本目標と推進方策			
1 ビジョンの体系			
(1)ビジョンの概要	4		
(2)関係機関等の役割	5		
(3)各種法律等との関連	5		



第1章

ビジョン策定にあたって

1 策定の趣旨

本県の農業就業人口は年々減少し、65歳以上の基幹的農業従事者が約7割を占めるなど、高齢化が進行している中、特に若い世代の女性の農業者が大幅に減少していることが課題となっています。

このような状況の下、本県農業の発展を図り、誰もが参画できる希望あふれる農業・農村を実現するためには、男女が働きやすく暮らしやすい農村社会を形成することが重要です。そのためには、地域をリードする女性農業者を育成し、農業・農村の方針決定の場に多様な意見を反映させていく必要があります。

国は、平成11(1999)年に「男女共同参画社会基本法」及び「食料・農業・農村基本法」を制定し、これを受けて「農山漁村男女共同参画推進指針」を定めました。また、「食料・農業・農村基本法」の改正（令和6(2024)年）を踏まえ、令和7(2025)年4月に閣議決定された新たな「食料・農業・農村基本計画」では、サステナブルな農業構造への転換に向け、女性活躍の理解促進や地域農業の方針策定への女性参画の一層の推進、女性の就農促進や継続的な雇用に向けた働きやすい環境整備等を推進することとしています。

本県においては、平成7(1995)年2月に、農村女性の地位向上と能力発揮を図るため、「栃木県農村女性ビジョン」を策定しました。その後、第1期から第5期までの「とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョン」を策定し、「パートナーシップで築く豊かで魅力ある持続可能な農業・農村の実現」に向け、様々な施策に取り組んできました。

これにより、男女共同参画に係る各種表彰の受賞や女性の経営参画・社会参画の着実な進展など、多くの成果を上げることができました。その一方で、根強い性別による固定的な役割分担の意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の解消、次代を担う女性農業者の育成・確保など、依然として対応が求められる課題も残っています。

このため、令和8(2026)年度からの5か年間において、経営参画・社会参画の場面で男女がともに能力を発揮し、誰もが参画できる希望あふれる農業・農村の実現に向けた男女共同参画社会の形成がより一層進むよう、第6期ビジョンを策定するものです。

2 性格と役割

このビジョンは、本県の農業・農村における男女共同参画社会形成の基本指針として施策の基本的な方向を明らかにするものであり、「とちぎ男女共同参画プラン〔6期計画〕」と連携しながら、栃木県農業振興計画「とちぎ農業未来共創プラン」を踏まえ、策定するものです。

また、本ビジョンは、農業者、市町、関係農業団体等が役割分担と相互連携を図り、各々が主体的に取り組むための活動指針とします。

3 推進期間

このビジョンの推進期間は、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度の5年間とします。

第2章

ビジョンの基本的な考え方

1 基本理念

このビジョンは、男女共同参画社会基本法の理念に基づき、男性も女性もあらゆる分野とともに参画できる「誰もが参画できる、希望あふれる農業・農村の実現」を目指します。

2 とちぎの農業・農村がめざす男女共同参画の姿

- ☆ 誰もが性別にかかわらず互いに認め合い、夢や目標を持ち、農業を通じて自分の理想に向けて能力を発揮しながら、地域で活躍している。
- ☆ 多様な担い手が協働し、責任と役割を共有しながら、持続可能で魅力ある農業経営と暮らしを構築している。
- ☆ 誰もが参画できる環境のもと、多様な視点が反映される意思決定と地域づくりを実現している。

① 経営参画における男女共同参画のあるべき姿

- ◆ 農業を職業として選択する女性が増えるとともに、女性農業者がそれぞれの個性や能力を発揮し、豊かな人間性を保ちながら、地域の中でいきいきと活躍しています。
- ◆ すべての世代に渡ってそれぞれの個性や能力、ライフステージに応じた柔軟な働き方を実践し、誇りをもって農業に従事するとともに、農業経営の発展を目指しています。

② 社会参画における男女共同参画のあるべき姿

- ◆ 性別による固定的な役割分担の意識や性差に関する偏見などのアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）に基づく習慣等が解消され、農村社会のあらゆる分野において、男女が対等なパートナーとして参画し、誰もが住みやすさを実感できる農村社会が実現しています。



第3章

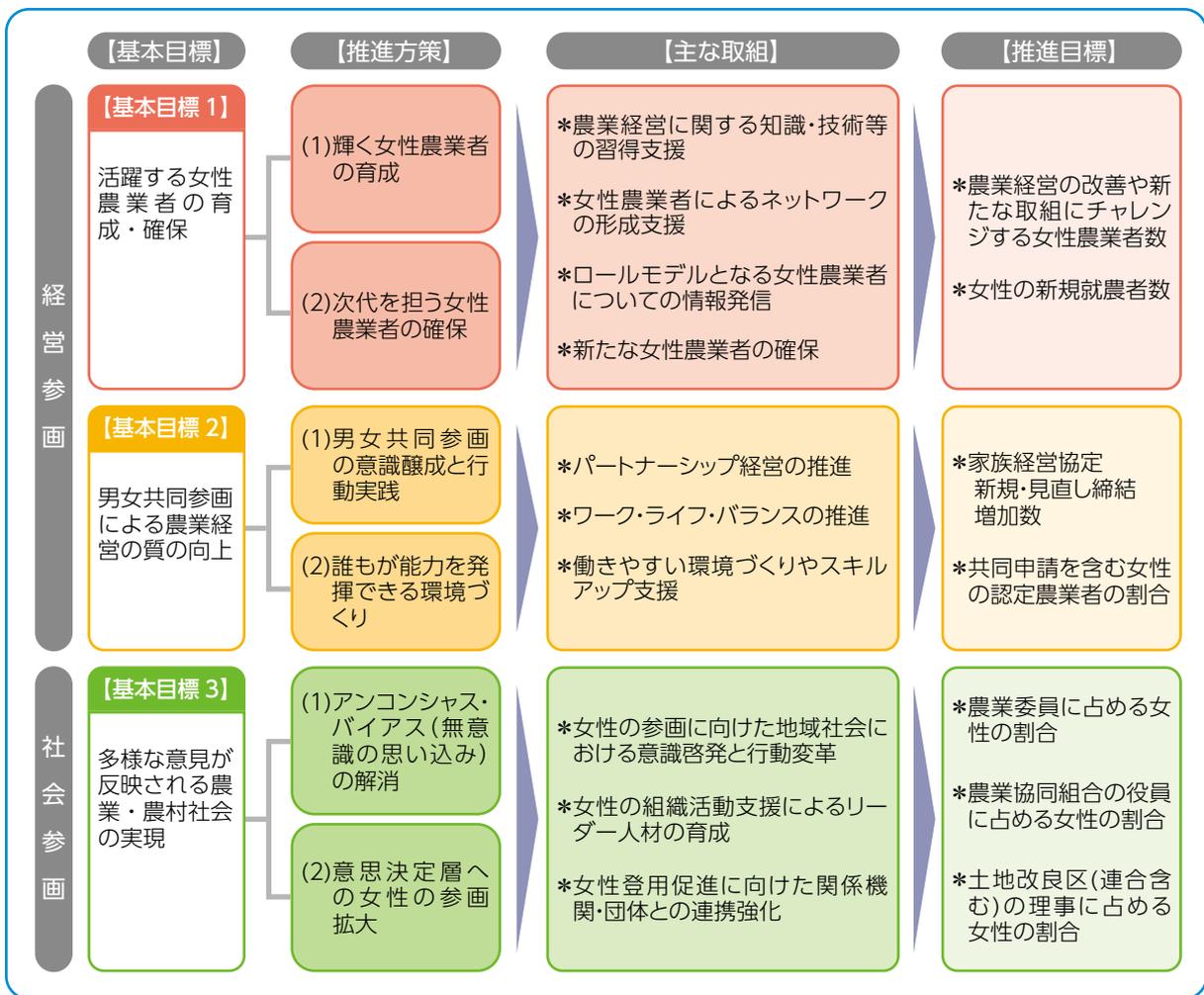
ビジョンの体系及び基本目標と推進方策

1 ビジョンの体系

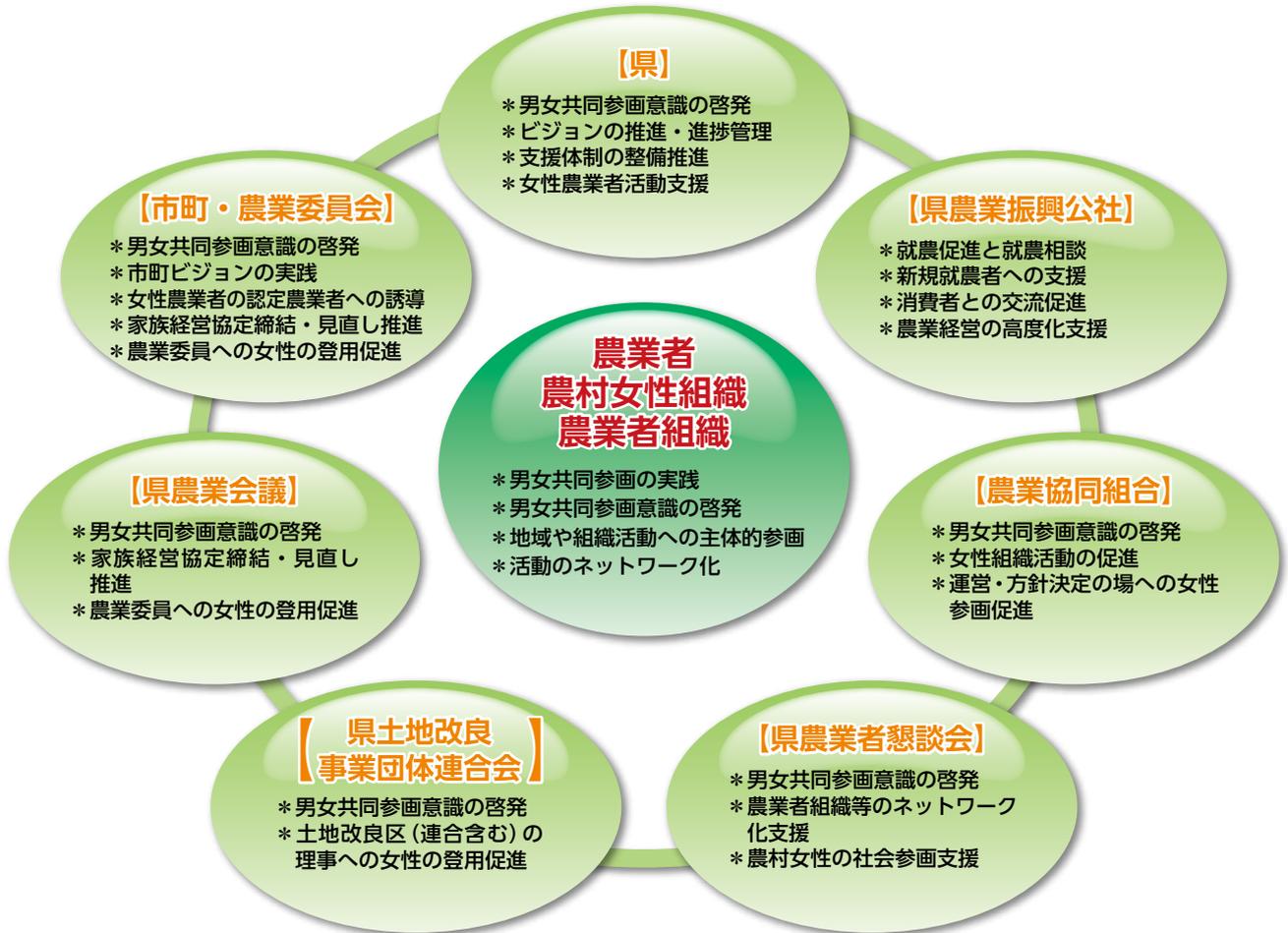
(1) ビジョンの概要

【基本理念】

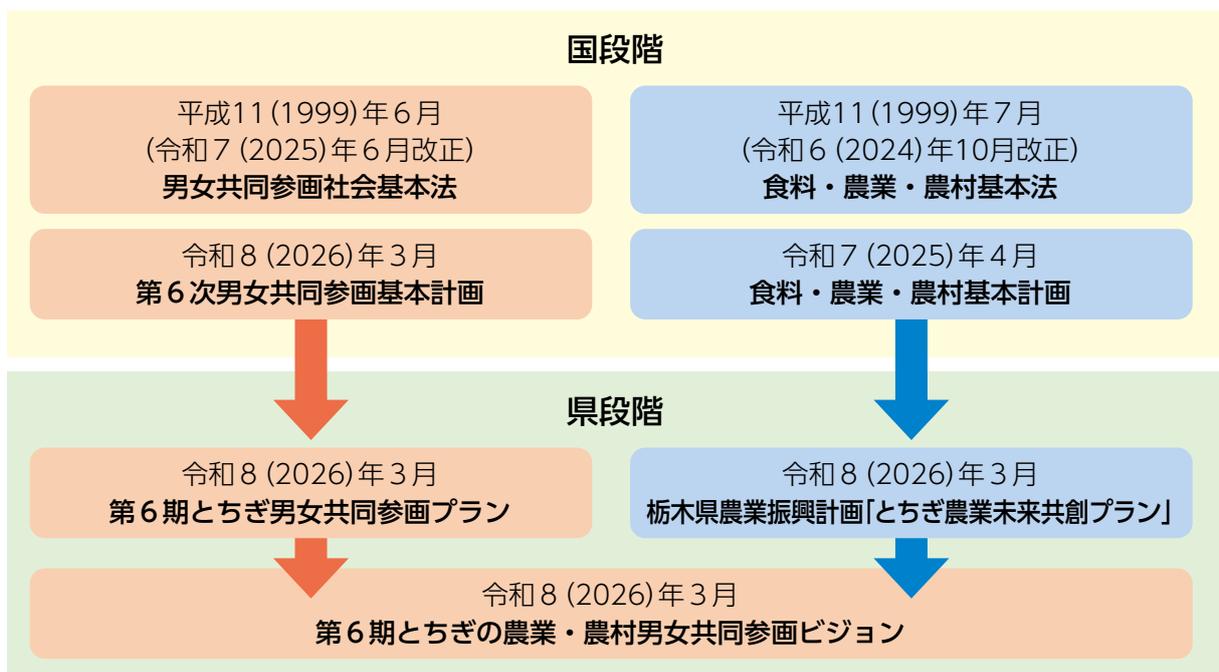
男性も女性も農業・農村のあらゆる分野に、ともに参画できる「誰もが参画できる、希望あふれる農業・農村の実現」を目指します。



(2) 関係機関等の役割 (男女共同参画推進体制)



(3) 各種法律等との関連





2 基本目標及び推進方策

(1) 基本目標 1 活躍する女性農業者の育成・確保

農業経営に関する知識・技術等の習得支援や、女性農業者同士の交流、新たな取組へのチャレンジを通じて輝く女性を育成するとともに、ロールモデルとなる女性農業者の姿を発信し、新たな女性農業者の確保につなげます。

< 推進目標 >

指標項目	現状(R6時点)	目標 (R12)	備考
農業経営の改善や新たな取組にチャレンジする女性農業者数	90人	135人	
女性の新規就農者数	446人	750人	5か年累計

1 現状

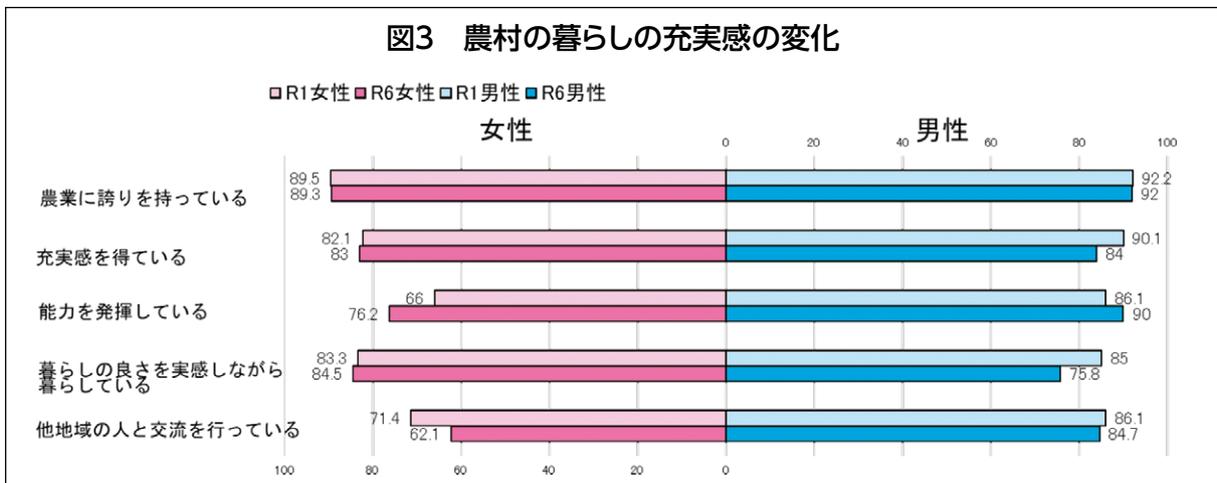
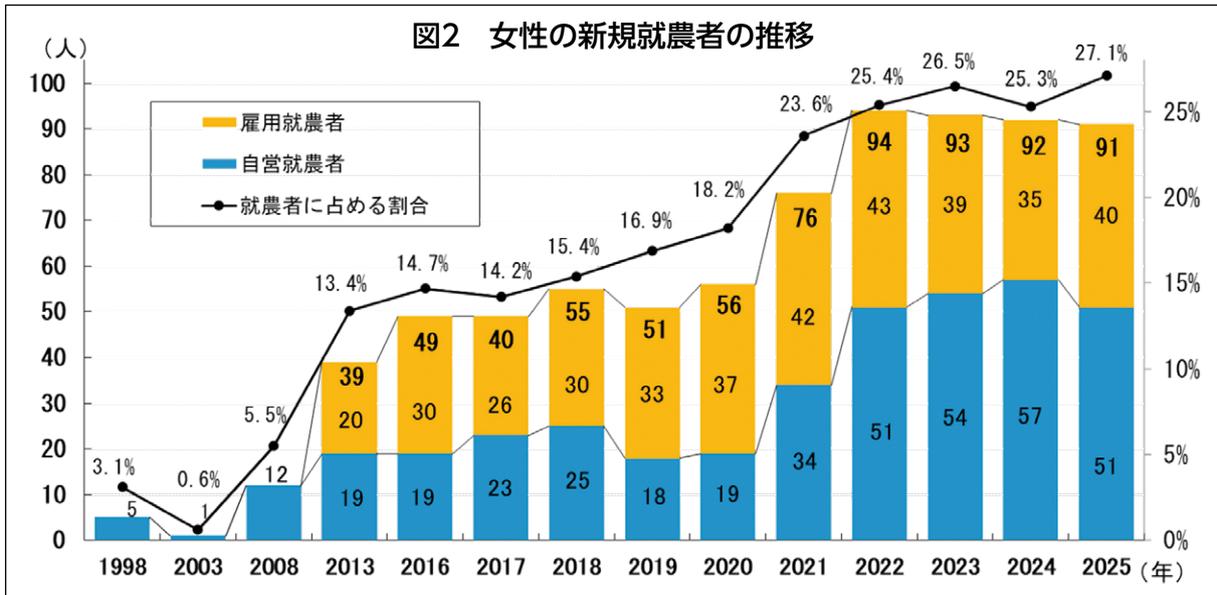
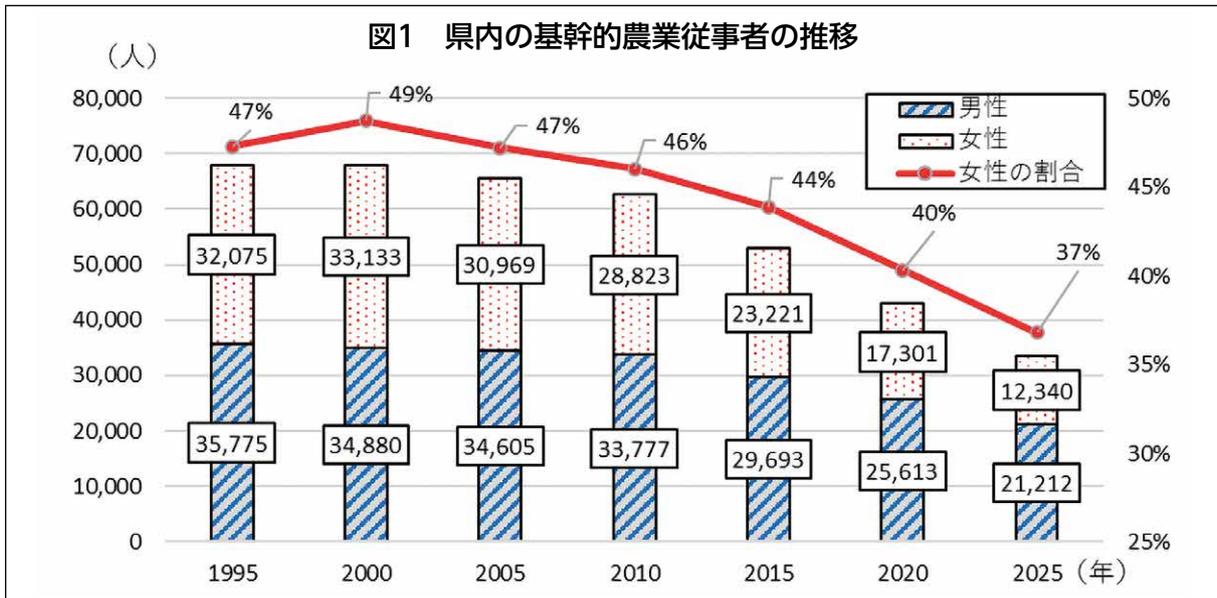
- ◆本県の基幹的農業従事者数に占める女性の人数と割合は、いずれも減少傾向にあります（図1）。特に、50歳未満の若い世代の女性では、男性に比べて減少幅が大きい状況です。
- ◆就農支援サイト「トチノ」による呼び込み強化やオーダーメイド型就農支援、ロールモデルとなる女性農業者についての発信等により、新規就農者に占める女性の人数と割合は、ともに増加傾向にあります（図2）。
- ◆県域での女性農業者の交流の場を立ち上げ、女性のネットワークづくりや地域農業の活性化、女性農業者が主役となる農業経営に向けた活動を支援するとともに、いきいきと活躍する女性農業者の姿を広く発信しています。
- ◆「農業に誇りを持っているか」など、農村の暮らしの充実感に関するアンケート調査では、農村での暮らしについて男女とも5年前と同等の高水準を維持しており、高い満足度を得ています（図3）。
- ◆一方で、「農業で能力を発揮しているか」、「組織活動に参加し、他の地域の人と交流を行っているか」という設問では、女性は男性よりも低い値を示しています（図3）。



農業や食、地域の農産物を身近に感じてもらう食育活動



女性農業者交流会



※出典 図1：農林水産省大臣官房統計部 2005農林業センサス～2025農林業センサス結果より
 図2：栃木県農政部 新規就農者調査結果より
 図3：栃木県農政部 とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョン検証に係るアンケート結果より (R1年度・R6年度実施)



2 課題

- ◆若い世代の女性の農業者が減少する中、地域の持続的な発展のためには、新たに農業を始めたいと考える女性の確保や、ロールモデルとなる女性農業者の育成が必要です。
- ◆女性が農業経営において十分に能力を発揮できるよう、高度な知識や情報を習得する機会や、他地域との交流促進が必要です。また、優良事例を広く共有し、女性農業者全体のレベルアップを図る必要があります。
- ◆女性の新たな発想と取組を通じて、地域農業をリードする女性農業者を育成する必要があります。

3 推進方策

(1) 輝く女性農業者の育成

[主な取組]

- * 農家の後継者として就農する女性や雇用就農する女性、結婚を機に就農する女性など、新たに農業に携わる女性が主体的に農業経営に参画できるよう、農業経営や農村生活に必要な基礎的な知識・技術の習得を支援します。
- * さらに、農業経営に関する高度で専門的な知識を習得する機会を提供し、地域農業をリードする女性経営者の育成を図ります。
- * 女性農業者同士の交流や、新たなビジネスのチャレンジ等の取組を通じて、持続可能なネットワークの形成を支援します。

(2) 次代を担う女性農業者の確保

[主な取組]

- * ロールモデルとなる女性農業者の姿を発信し、農業・農村への関心と理解を高めることで、新たに農業を始めたいと思う女性の確保を図るとともに、自らの意志で経営参画する女性の増加につなげます。
- * 若手農業者の活躍する姿や就農環境などの魅力を伝える「農業やるなら栃木県」の発信に加え、県・市町・農業団体等で構成する就農サポートチームによる、個々のニーズに即した伴走支援の実施等により、県内外・農内外からの就農を促進します。

(2) 基本目標 2 男女共同参画による農業経営の質の向上

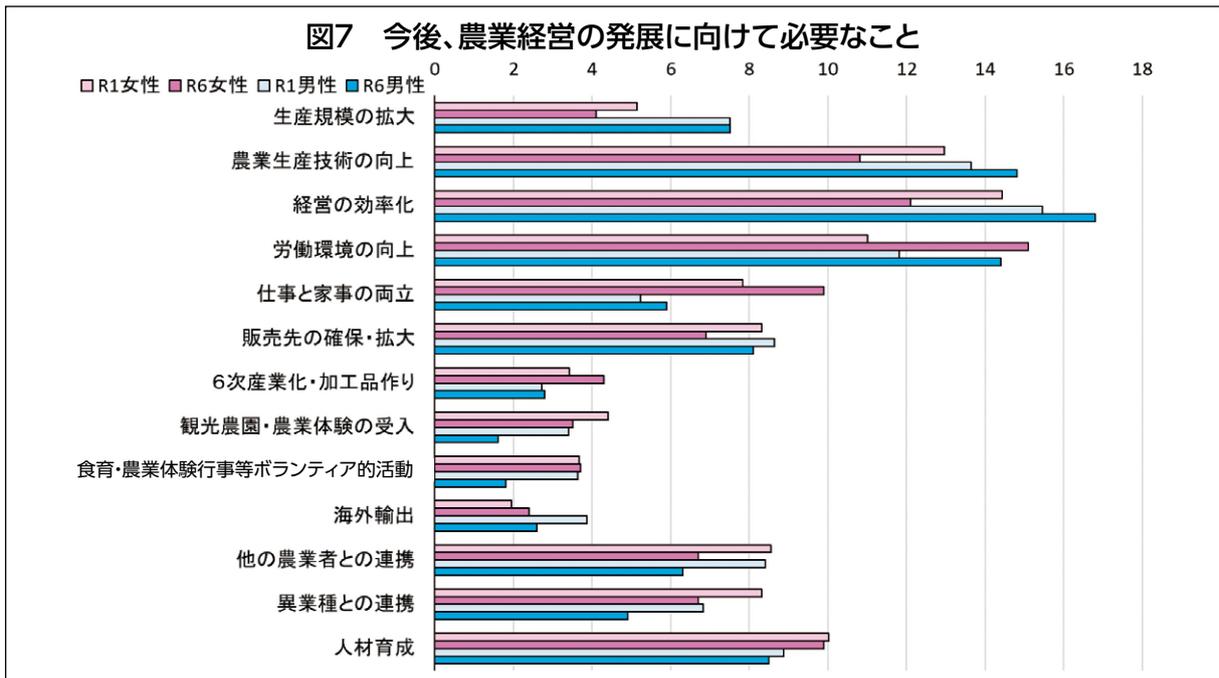
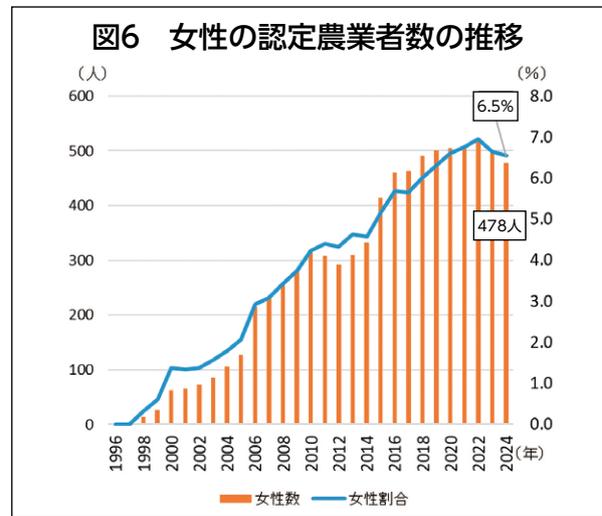
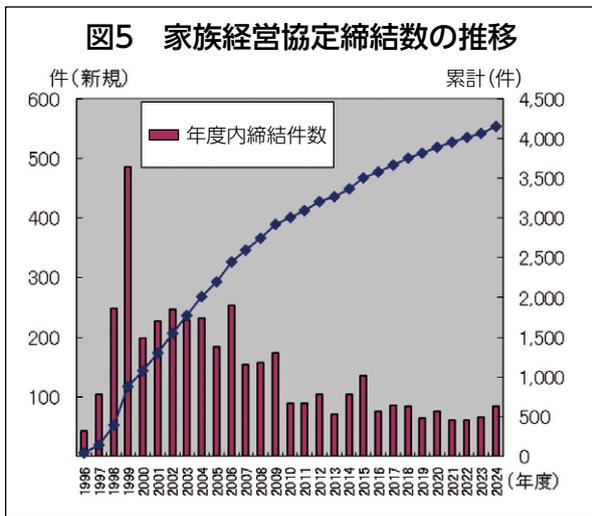
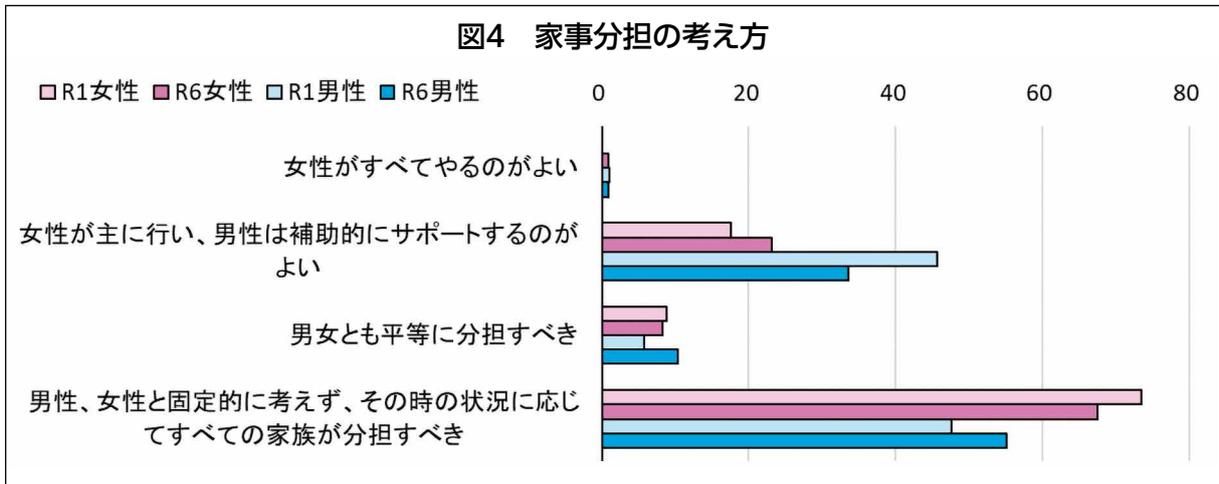
農業経営における男女共同参画の実現に向けて、パートナーシップ経営やワーク・ライフ・バランスの推進により、男女の意識変革と行動のレベルアップを図り、農業経営の発展を目指します。

< 推進目標 >

指標項目	現状(R6時点)	目標 (R12)	備考
家族経営協定 新規・見直し締結増加数	483 戸	650 戸	5 か年累計
共同申請を含む女性の認定農業者の割合	6.5%	7.0%	

1 現状

- ◆男女共同参画研修により男性農業者への啓発が進み、「家事分担の考え方」について調査をしたところ、柔軟な考え方が多数を占めていますが、固定的な役割意識を持つ人も一定数存在しています（図4）。
- ◆家族経営協定締結数や見直し締結数は増加しており、農業経営における役割分担等についての取り決めが家族間で話し合われています（図5）。しかし、「家族経営協定の必要性」に関する調査では、男女ともに2割が「あまりよく知らない」と回答しており、理解が十分ではない人も一定数みられます。
- ◆認定農業者数は平成29(2017)年度をピークに減少傾向にあり、女性の認定農業者数も令和4(2022)年度をピークに減少に転じています。さらに、認定農業者に占める女性の割合も減少傾向にあります（図6）。
- ◆「今後、農業経営の発展に向けて必要なこと」について、男女ともに経営の効率化や農業生産技術の向上、労働環境の改善をあげる人が多く、生産及び経営管理能力の向上が必要と考えられています（図7）。



※出典 図4及び7：栃木県農政部 とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョン検証に係るアンケート結果より (R1年度、R6年度実施)
 図5：農林水産省経営局・栃木県農政部 家族経営協定に関する実態調査結果より
 図6：栃木県農政部 認定農業者調査結果より

2 課題

- ◆農業経営や家庭生活において、固定的な性別による役割分担にとらわれることなく、家庭や仕事の役割を男女が協力して担えるよう、意識と行動の変革を促す必要があります。
- ◆家族経営協定の新規締結や見直しを進めるにあたっては、その意義を家族全体で十分に理解し、経営発展に資する内容とするためにも、定期的な話し合いの場を設けることが重要です。
- ◆女性の認定農業者は全体の6.5%にとどまっていることから、女性の農業経営への参画を推進するとともに、活躍する女性農業者を育成するための環境整備が必要です。

3 推進方策

(1) 男女共同参画の意識醸成と行動実践

[主な取組]

- *家庭や仕事の役割分担に関して、性別に基づく一方的な思い込みを見直すため、男性・女性がともに学ぶ男女共同参画に関する研修や情報提供を行います。
- *パートナーシップ経営の推進に向けて、家族経営協定の新規締結やライフステージに応じた定期的な見直しを行い、農業経営の方針や計画、暮らしの現状、さらには経営継承など将来の姿について、家族で話し合う取組を促進します。
- *家族経営協定の締結と一体的に、夫婦や親子間での経営改善計画の共同申請を推進するとともに、目標達成に向けた支援を行います。

(2) 誰もが能力を発揮できる環境づくり

[主な取組]

- *ワーク・ライフ・バランスや農業における働き方改革の推進に向けて、他産業並の労働条件や職場環境の整備を図り、女性、若者、高齢者など、雇用就農を含む多様な人材が安心して働きやすい環境づくりを進めます。
- *農業経営者として、性別にかかわらず個性や能力を発揮できるよう、経営管理や技術向上、法人化に向けた支援を行い、誰もが活躍できる環境づくりを推進します。

■パートナーシップ経営とは

対等な関係の構築や家族経営協定の締結により、農業に従事する家族構成員全員の経営参画やワーク・ライフ・バランスの確保を実現することです。



(2) 基本目標3 多様な意見が反映される農業・農村社会の実現

男女共同参画推進体制をより一層強化し、農村社会での方針決定の場に男女がともに参画し、あらゆる分野で多様な意見を反映させ、魅力ある持続可能な農村社会の形成を進めます。

< 推進目標 >

指標項目	現状(R6時点)	目標 (R12)	備考
農業委員に占める女性の割合	22.5%	30%	
農業協同組合の役員に占める女性の割合	10.5%	20%	
土地改良区(連合含む)の理事に占める女性の割合	1.6%	10%	

1 現状

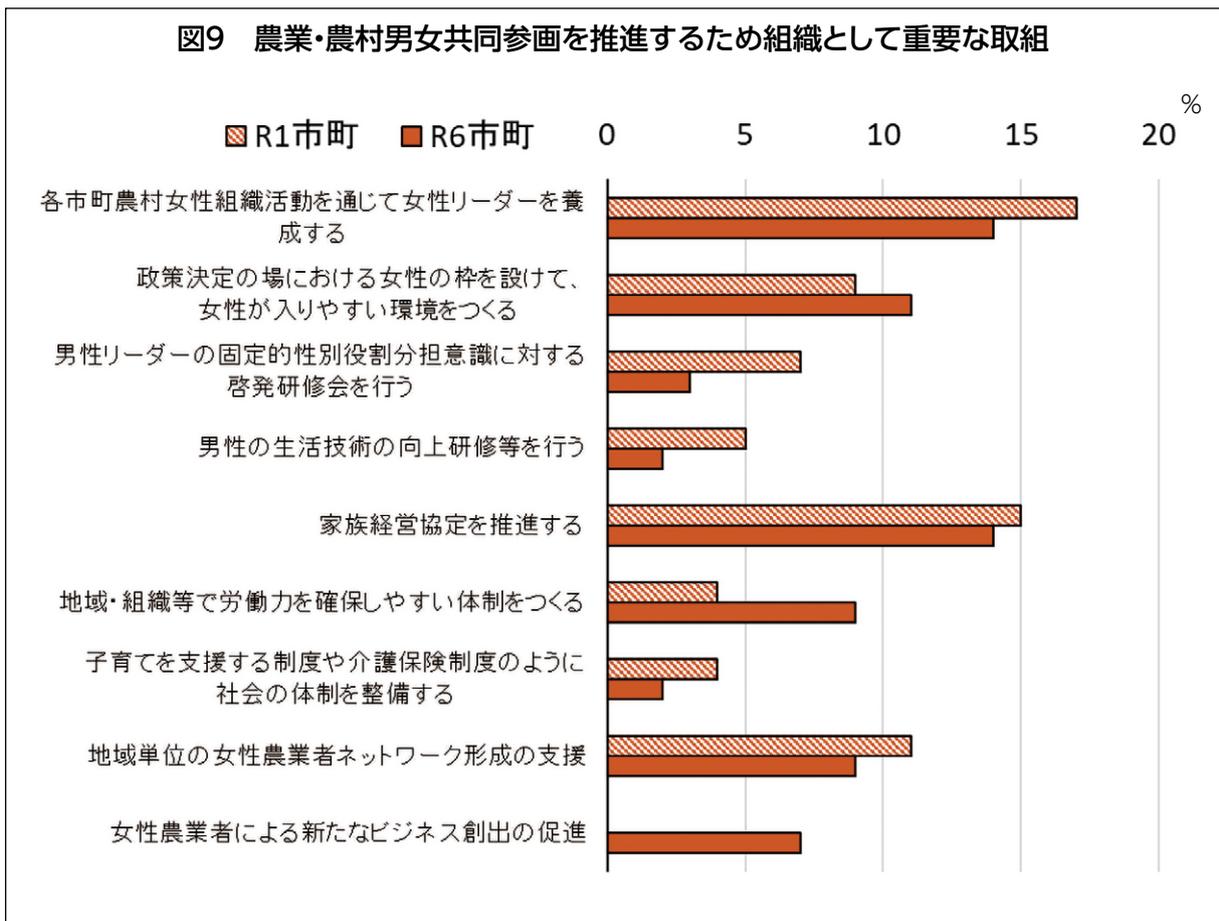
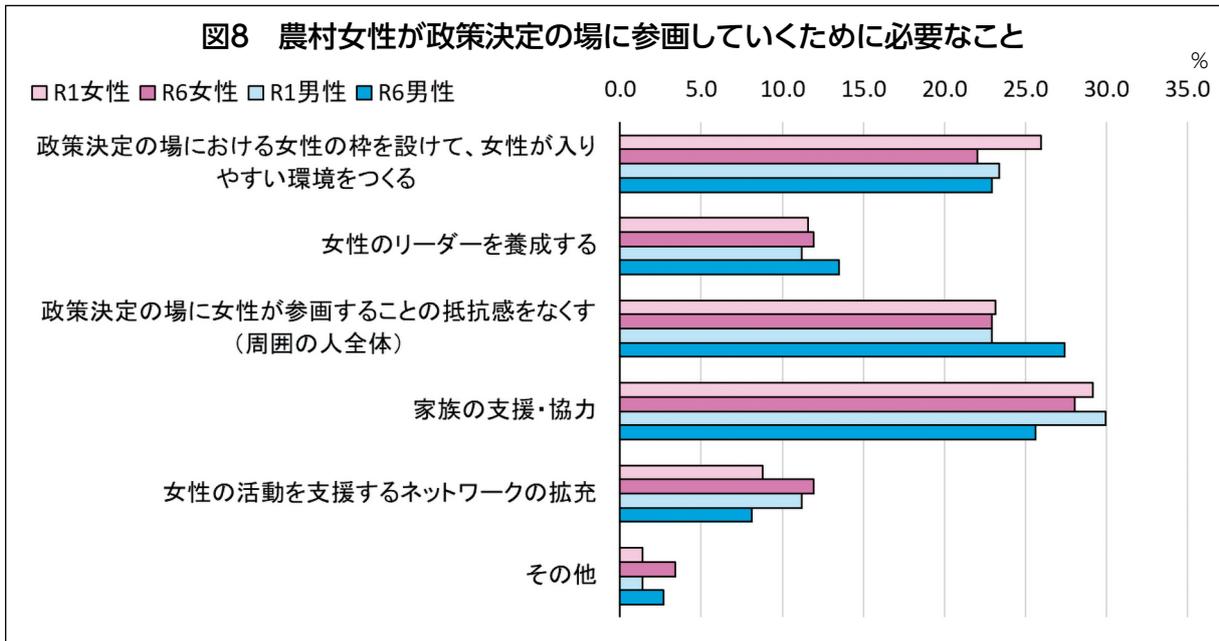
- ◆農村女性のリーダー育成や女性の社会参画推進活動により、方針決定過程への女性登用が進み、農業委員に占める女性の割合は8年連続で全国一位となっています。しかし、当初設定した目標値には達しておらず、他の重要な組織においても、依然として女性登用は進んでいない状況です。
- ◆農村女性が方針決定の場に参画していくために必要なことは、男女ともに、「家族の支援・協力」、「政策決定の場の女性枠設定」や「政策決定の場への女性の参画の抵抗感をなくす」との回答が多い傾向にあります（図8）。
- ◆農業・農村男女共同参画を推進する上で重要な取組として、組織活動を通じたリーダー養成に加え、女性農業者のネットワーク形成を支援する取組が重要と考える市町が多い傾向にあります（図9）。



女性農業委員登用要請活動



大田原市農業委員会
令和6(2024)年度農山漁村女性活躍表彰
農林水産大臣賞受賞



※出典 図8～9：栃木県農政部 とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョン検証に係るアンケート結果より (R1年度、R6年度に実施)



2 課題

- ◆農村女性組織だけではなく、男性主体の組織も一丸となって、男女共同参画を推進する体制を一層強化する必要があります。
- ◆女性が活躍し、暮らしやすい魅力ある農村社会にするためには、女性が地域の方針決定の場に参画し、多様な意見を反映させていくことが重要です。
- ◆家庭や地域の中で女性が活躍する農村社会を実現するためには、男性は女性の社会参画に対して理解を深めることが求められます。
- ◆地域を牽引し、方針決定の場に参画できるリーダーとなる女性農業者を育成する必要があります。
- ◆方針決定の場への女性の参画を進めるため、男性の理解促進と女性自身の意識向上が必要です。

3 推進方策

(1) アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の解消

[主な取組]

- *農村社会における性別に基づく一方的な思い込みを見直し、一人ひとりの個性や能力に着目した役割分担ができるよう、動画の活用等によりアンコンシャス・バイアスの解消等を目的とした研修や情報提供を行います。
- *男女共同参画推進体制の中で、女性参画による農業委員会の活性化等の優良事例を他の組織へ横展開することにより、女性参画の必要性に対する理解を促し、組織全体で取り組むための気づきを与えます。

(2) 意思決定層への女性の参画拡大

[主な取組]

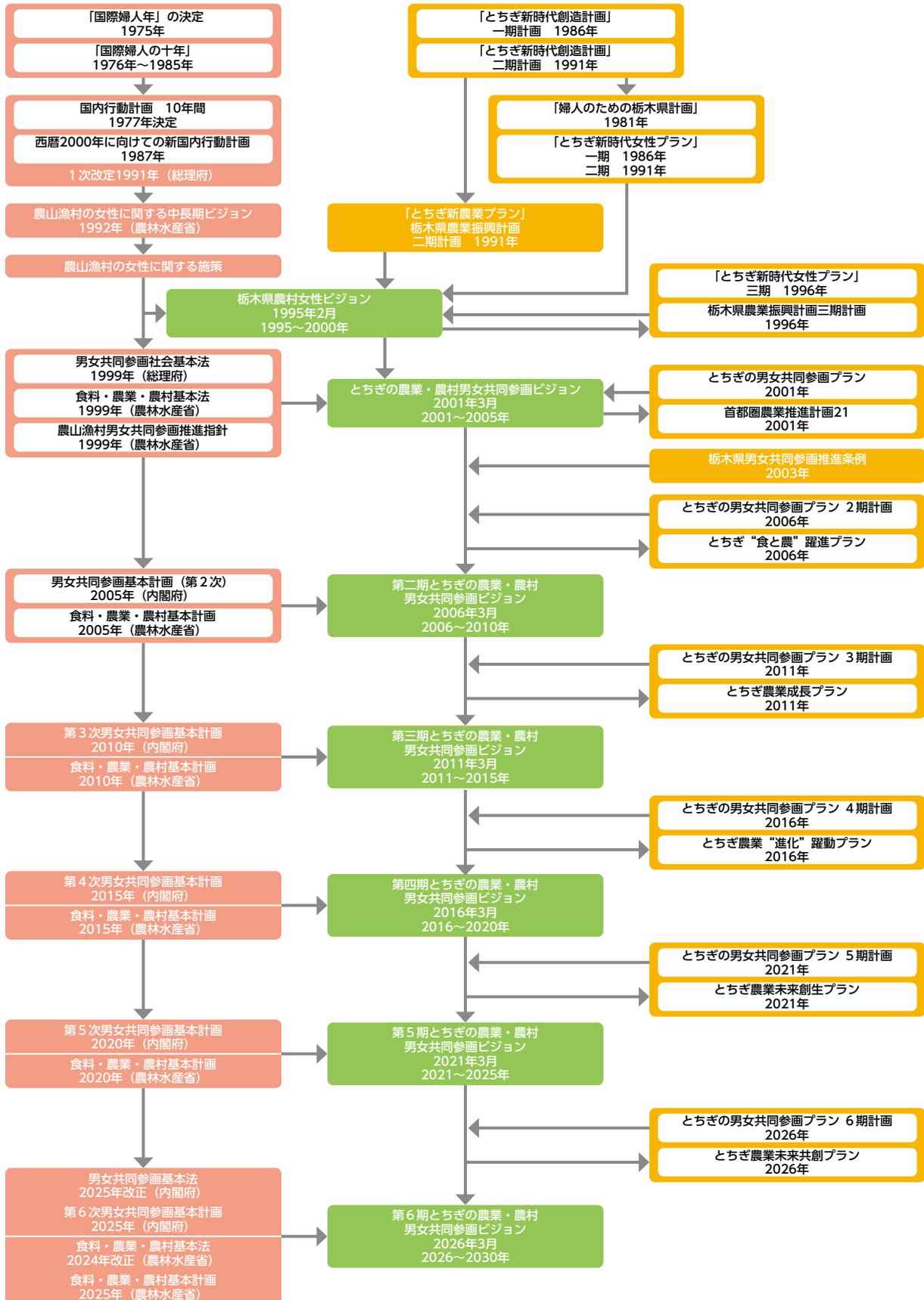
- *男女共同参画推進体制を生かしながら、地域を牽引する女性リーダーの育成を図るため、農村女性会議や女性農業士会などの主体的な活動を支援するとともに、構成団体との横の連携を強化します。
- *農業委員会など方針決定の場への女性登用を進めるため、男女共同参画推進体制を生かしながら要請活動を行い、関係機関・団体との連携を強化し、女性の参画拡大を図ります。

第5期とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョン推進目標に対する実績

推進項目	ビジョン 策定時現状 (R1年度)	実績					目標 (R7年度)
		(R2年度)	(R3年度)	(R4年度)	(R5年度)	(R6年度)	
基本目標1 輝く女性農業者の活躍							
女性による新規事業創出数(累計)	—	—	1件	4件	7件	11件	15件
次世代女性農業者研修における新規受講者数(累計)	—	—	96人	207人	341人	480人	200人
女性の新規就農者数(累計)	56人 (R2年度)	76人 (R3年度)	170人 (R4年度)	263人 (R5年度)	355人 (R6年度)	446人 (R7年度)	300人
基本目標2 男女共同参画実現による農業経営の発展							
男女共同参画研修における男性受講者の割合	—	—	52.8%	51.7%	54.4%	56.3%	20%
家族経営協定締結数	3812戸	3891戸	3952戸	4013戸	4068戸	4149戸	4800戸
家族経営協定見直し締結数	414戸	447戸	468戸	495戸	517戸	538戸	800戸
(新規締結者数)	(64戸)	(76戸)	(61戸)	(83戸)	(64戸)	(83戸)	
(見直し締結者数)	(28戸)	(33戸)	(21戸)	(27戸)	(22戸)	(21戸)	
共同申請を含む女性の認定農業者数	501	505	508	524	501	478	800人
基本目標3 男女が共に活躍する持続可能な農村社会の実現							
新たに認定される女性農業士数(累計)	17人 (※H28~R2累計)	4人	8人	9人	14人	20人	25人
※審議会委員等に占める女性の割合							
県	37.9%	42.2%	37.0%	37.4%	37.8%	39.1%	40%
市・町	22.9%	21.3%	17.6%	17.9%	31.1%	19.2%	35%
農業委員に占める女性の割合	19.8%	19.0%	19.8%	20.2%	22.6%	22.5%	30%
農業協同組合の役員に占める女性の割合	7.0%	7.4%	8.0%	8.5%	9.0%	10.5%	15%
総代に占める女性の割合 (参考:女性数/総数)	5.2%	5.3%	5.5%	5.9%	7.1%	7.8%	15%
正組合員に占める女性の割合 (参考:女性数/総数)	21.4%	21.4%	21.5%	21.6%	21.9%	22.2%	30%
土地改良区(連合含む)の理事に占める女性の割合	0.3%	0.5%	1.0%	0.8%	0.8%	1.6%	10%



ビジョン諸計画等との関連



農山漁村における男女共同参画推進に関する法令等

◇男女共同参画社会基本法 (H11.6) [平成 11 年 法律第 78 号] (抜粋) 令和 7 年 6 月改正

衆議院本会議において男女共同参画社会基本法案が可決・成立し、6 月 23 日に公布・施行された。男女共同参画社会とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に、責任を担うべき社会である。

男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することが緊要であり、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することが本基本法の目的である。

◇第 6 次男女共同参画基本計画案 (令和 8 年 2 月 10 日時点) (抜粋)

持続可能な地域づくりを推進するためには、様々な場面で固定的な性別役割分担意識の解消を含む男女共同参画を推進し、それぞれの地方の持つ良さを生かしながら、女性や若者が活躍でき、暮らしやすい地域へとシフトしていくことが必要不可欠である。

様々な活動に多様な人材が参画することは、全ての人が個性と能力を十分に発揮し、生きがいを感じられる、多様性が尊重される地域社会の実現に寄与するとともに、地域の経済社会に、商品開発などの新規の発想やイノベーションをもたらし、持続的な発展を確保する上でも極めて重要な意義を持つ。女性など多様な人材が活躍でき、暮らしやすい地域にシフトする上で、誰もが働きやすい職場づくり、発言しやすい地域社会づくりが重要である。(省略)

また、出身地域を離れた者の多くが出身地域に愛着がある一方で、固定的な性別役割分担意識ゆえに出身地域に戻らないといった指摘もされている。こうした背景にある根強い固定的な性別役割分担意識は、家事・育児・介護負担の女性への偏りや男女間の賃金格差にも影響を与えているだけでなく、男性にとっても、過重労働など心身の健康悪化や生活の質の低下をもたらしている側面もある。このため、地域における男女共同参画の推進は、若年層の大都市圏への転出超過傾向の緩和や反転にも寄与するものと考えられる。したがって、6 次計画の他分野にあるように、意思決定層への女性の参画拡大、仕事と家事・育児・介護・健康・学び等の両立支援、多様な働き方の実現等といった取組により、地域社会づくりを推進する必要がある。(省略)

地域における男女共同参画の推進は、地域の経済社会の抱える高齢化や人手不足、気候変動の影響などの課題の同時解決にも寄与すると期待される。例えば、農林水産分野では、ロボットや IoT 等のテクノロジーを取り入れ、ドローンによる農業散布、AI 技術によるモニタリング等のスマート技術を活用することで身体の負担を軽減し、女性が働きやすい環境を整えることが可能となる。また、テレワーク型のモニタリングや管理業務の導入により、家事・育児・介護との両立を支援し、多様な働き方の実現が期待できる。(省略)

地域の経済活動のみならず、自治会、PTA、防災組織その他地域に根差した組織・団体において、女性の視点を取り入れやすくすることも重要である。また、地域において男女共同参画の様々な課題に取り組む NPO などの団体と自治会などとの間で様々な形で連携を行うことにより、女性や若者の声が反映されやすくすることも重要である。同時に、女性の声が反映されやすくするためには、地方議会の議員、自治会の役員や農業委員会の委員、農業協同組合や漁業協同組合の役員、土地改良区等の理事、地方公共団体の防災会議委員等の地域の女性リーダーの育成を行うことも重要である。

各地方公共団体において、上記のような先進事例も参考にしつつ、それぞれの地域の男女共同参画社会を取り巻く実情を踏まえて、取組を進めることが期待される。国は、こうした取組を資金面、人材面、データ面、ノウハウなど様々な形で必要に応じた支援を行っていく。(省略)

また、当事者の感じている課題や障壁と向き合うことが効果的な取組に資することに鑑み、立案や推進の適切な段階において、当事者である女性や若者の声を反映させることが重要であることに留意する必要がある。(省略)

以上のような取組を進め、様々な分野における女性や若者の参画・活躍が進むことで多様な視点が入り入れられ、地域で解決すべき社会課題の克服が促進されることが期待される。女性の活躍推進を通じて、地域の多様性を尊重し、地域社会の活力を高めることにより、日本全体の活力を作り出していく。

◇食料・農業・農村基本法 (H11.7) [平成 11 年 法律 106 号] (抜粋) 令和 6 年 10 月改正

(女性の参画促進)

第 34 条 国は、男女が社会の対等な構成員としてあらゆる活動に参画する機会を確保することが重要であることに鑑み、女性の農業経営における役割を適正に評価するとともに、女性が自らの意思によって農業経営及びこれに関連する活動に参画する機会を確保するための環境整備を推進するものとする。

◇食料・農業・農村基本計画 (令和 7 年 4 月 閣議決定)

第 4 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

2. 食料自給力の確保

(1) サステナブルな農業構造への転換に向けた具体的取組

② 規模拡大や事業の多角化を行うための経営基盤の強化

幅広い視野と能力を有し、地域をリードできる女性経営者の育成や女性活躍の理解促進を図るとともに、地域農業の方針策定への女性参画を一層促進するため、農業委員会・農協・土地改良区などの地域組織の意思決定層の意識啓発の強化を図る。

③ 持続的な農業経営の実現に向けた雇用労働力の確保・環境整備

農業が若者や女性にも選ばれる産業となり、農業法人の従業員としての定着や雇用の増大が図られるよう、就労条件、農作業安全等の雇用の確保に資する法人の環境整備を進める。さらに、女性の就農促進や継続的な雇用に向け、子育て等のライフステージにも合わせた、女性が働きやすい環境整備等を推進する。

◇栃木県男女共同参画推進条例 (平成 14 年 12 月 17 日 公布 栃木県条例第 58 号) (抜粋)

第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等 (農林業及び家族経営的な商工業等の分野における措置)

第 13 条 県は、農林業及び家族経営的な商工業の分野において、男女が個人として能力を十分に発揮し、正当に評価され、並びに対等な構成員として経営方針の立案及び決定に参画する機会が確保されるよう、必要な措置を講ずるように努めるものとする。



とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョン検討委員会設置要領

(目 的)

第1条 農業・農村における男女共同参画社会形成に資するため、次期とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョン検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、基幹的農業従事者の約半数を占める女性活躍の姿、社会参画の促進及び農業・農村における男女共同参画社会形成に関する事項について、幅広い観点から検討し、提案を行う。

(組 織)

第3条 委員会は、別表1に掲げる者をもって組織し、委員は、農政部長が委嘱する。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員を代表し、会務を統括する。

(会 議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(幹事会)

第5条 委員会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2に掲げる者をもって構成する。なお、必要に応じて別表2に掲げる者以外の参画を求めることができる。

3 幹事会に代表幹事を置き、代表幹事には栃木県農政部経営技術課担い手育成担当主幹を充てる。

4 幹事会は、別表3に掲げる事項を検討し、委員会に報告する。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、栃木県農政部経営技術課内に置く。

(その他)

第7条 この要項で定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

(附 則)

この要領は、令和7(2025)年8月20日から適用し、令和8(2026)年3月31日をもって廃止する。

別表1 とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョン検討委員会

	所属・団体名等	役職等	氏名
1	宇都宮大学農学部農業経済学科	教 授	西山 未真
2	栃木県農業会議	次長兼業務部長	渡邊 一俊
3	栃木県農業協同組合中央会	総務企画部長	高橋 久夫
4	栃木県農業者懇談会	会 長 代 行	長谷川良光
5	栃木県農業士会	会 長	土屋 恭則
6	栃木県女性農業士会	会 長	室井真佐美
7	栃木県農村女性会議	会 長	手塚 敏子
8	栃木県農村生活研究グループ協議会	会 長	永島 晴美
9	J A 栃木女性会	会 長	荒川 君代
10	若手男性農業者		鈴木 一平
11	若手女性農業者		沼野 里美
12	生活文化スポーツ部人権男女共同参画課	課 長	細川 智彦
13	農政部 経営技術課	課 長	大橋 隆

別表2 幹事会

	所属・団体名等	役職等	氏名
1	生活文化スポーツ部人権男女共同参画課	課長補佐(女性活躍推進担当GL)	田口奈保美
2	農政部 農政課 農政戦略推進室	係 長	大田和辰典
3	農政部 農政課 農地調整班	係 長	志鳥 倫子
4	農政部 経済流通課 団体指導担当	主 事	金田 奏介
5	農政部 農地整備課 管理指導担当	主 事	徳田 颯人
6	栃木県農業者懇談会	農村グループアドバイザー	関亦 初枝
7	農政部 経営技術課 技術指導班	副 主 幹	寺内 信秀
8	農政部 経営技術課 担い手育成担当	主幹(担い手育成担当 GL)	薄井 雅夫
9	//	課長補佐	根岸 里子
10	//	主 任	水野 敏樹

別表3 幹事会検討事項

1	第5期とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョン期末検証に関すること
2	次期ビジョンの基本目標設定に関すること
3	次期ビジョンの推進方策に関すること
4	その他次期ビジョン策定に必要なこと

とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョンの策定に係る検討経過

年 月 日	主 な 内 容
令和7(2025)年 9月 3日	第1回幹事会 県庁研修館 204 会議室 ・第5期とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョンの進捗について ・次期とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョンの策定について
10月 2日	第1回委員会 県庁北別館 204 会議室 ・次期とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョンの策定について
10月 30日	第2回幹事会 県庁研修館 204 会議室 ・次期とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョンの素案について
11月 10日	第2回委員会 県庁北別館 204 会議室 ・次期とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョンの素案について
12月 15日	第3回幹事会 県庁研修館 205 会議室 ・次期とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョンの案について
令和8(2026)年 2月 27日	第3回委員会 ・次期とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョンの案について (書面)



とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョン検討委員会の様子